

保護者様

## 5類感染症移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

天草市立五和小学校長 渡邊 和也

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、皆様ご存知のとおり、5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されました。そこで、新型コロナウイルス感染症への文部科学省の衛生管理マニュアルにもとづき、本校の感染症予防の留意点を、下記のとおり更新しますのでお知らせいたします。

なお、当分の間新型コロナウイルス感染症が流行する可能性があることから、感染の状況に応じて感染対策を強化する必要があることを申し添えます。ご家庭でも、感染状況に応じた対策をよろしくお願いします。

## 記

## 1 マスクの着用について

学校生活に当たって、マスクの着用は求めず、個人や家庭の判断とする。  
ただし、咳やくしゃみが出る場合には咳エチケットを行うこと。

※新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。

※感染症が流行している場合などは、必要に応じてマスク着用を推奨する。

※スクールバス乗車時は、マスクの着用を推奨する。

※給食準備中は、マスクを着用する。

## 2 感染症対策について

- (1) 朝の体温チェックと記録は、今後実施しない。家庭で健康状態を確認して登校すること。(学校に保管するため、健康チェックカードは学校に提出してください。)
- (2) 発熱やのどの痛み、咳等の普段と異なる症状が見られる場合は、家庭で療養すること。
- (3) 休み時間や給食の前後、掃除中は、換気を行うこと。
- (4) こまめに石けんで手を洗うこと。登校時一律の手指消毒は行わない。  
(外や移動教室から帰ってきた時、トイレの後、給食前、掃除後など)
- (6) 給食では、大声で飛沫をとばさないように注意すること。
- (7) 「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスのとれた食事」を心がけること。

## 3 出席停止基準について

出席停止の基準および期間も、下記のとおり変更となりました。

基準	出席停止期間
①児童生徒の感染が判明した場合	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
②その他校長が必要と認める場合※	校長が必要と認める期間

※その他とは、次の状況等のことをいう。

- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合

★発熱等の風邪症状での出席停止の対象とはなりません。

★同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でも、本人の感染が確認されていない場合には出席停止の対象とはなりません。(濃厚接触者の特定は行われず、行動制限等もなくなるため)

